

地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 支出に関する事項

東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行する公共工事に要する経費については、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る経費の四割を超えない範囲内に限り、前金払をすることができるとすること。（附則第七条第二項関係）

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。（改正令附則関係）